平成27年度

文部科学省科学技術人材育成費補助金
女性研究者研究活動支援事業

秋田大学「架橋型ソーシャルキャピタルの形成による女性研究者支援」

女性研究者のための両立支援ガイドブック

女性研究者支援コンソーシアムあきた

このガイドブックについて

秋田大学では男女共同参画推進委員会、男女共同参画推進専門委員会が中心となって、自らが選択するワーク・ライフ・バランスのもとで充実した生活をおくり仕事に邁進するための職場環境、制度の整備を行ってきました。

しかし、そのような制度・規程は、必要なときに、誰でもわかるように“みえる化”しなければ、使い勝手はよくなりません。そこで男女共同参画推進室では2010年、2012年に制度をわかりやすく図表にしたコロコニガイドブック、具体例をシミュレーションしたQ&A集を作りました。

今回は、育児にたずさわるとき、介護の必要が生じたときどうすればよいのか？ということをメインに、制度・規程をよりわかりやすくまとめてみました。地域のお役立ち情報も掲載し、誰でも利用できる制度を最大限、活用していただきたいと願いながら作成しました。手にとっていただければ嬉しく存じます。

平成28年3月

秋田大学学長補佐（男女共同参画担当）

渡　部　育　子

休暇や休業が必要になったら

○制度の利用を希望する場合は早めに職場に相談し、申請しましょう。
○今後の業務については上司や周囲の人と打ち合わせを行いましょう。
○また、職場の協力に対して、感謝の気持ちを忘れないようにしましょう。

周りに休暇や休業を取る人がいたら

○職場の人と普段からコミュニケーションを図り、妊娠・出産、育児、介護等の支援について相談などができる雰囲気作りを心掛けましょう。
○制度などの申請を受けたら、今後の仕事の割り振りや体制について早めに話合いましょう。
○お休みする人が相談しやすく、復帰しやすい環境を整えましょう。

このガイドブックに掲載の情報は平成28年２月１日現在のもので、規則･規程の一例を表したものです。制度の利用・取得に際しては、該当の規則・規程をご覧いただき、また所属する機関の総務担当者にご相談ください。

目次

contents

- 採用から退職までに取得可能な休暇等の例　3
- あなたが利用できる休暇・休業制度の一例　5

1.妊娠・出産・育児期に利用できる制度　6

2.介護期に利用できる制度　12

3.「女性研究者支援コンソーシアムあきた」の取組　22

4.研究とライフイベントとの両立支援　26

5.お役立ち情報　30

採用から退職までに

採　用	結　婚	出　産		
		6週前	出　産	8週後

妊産婦が保健指導・健康診査を受けるために必要な時間の確保

妊産婦が医師からの指導を守ることができるような措置
（通勤緩和・休憩時間の延長・勤務時間の短縮・休業等）

産前休業

多胎妊娠は14週間

産後休業

育児時間

1日2回
各回少なくとも30分

育児休業

産後休業を取得しない労働者（父親等）は出産予定日（出産日）から取得可能。

本誌で紹介している休業制度などは、国の基準や法令等で定められている（平成28年1月）ものを記載しております。

法令等は改正される場合があります。また、各機関によって、取得可能な休暇日数や対象の範囲等は異なりますので、休暇・休業等の制度の利用の際には、ご所属の機関の担当へ必ずご確認ください。

取得可能な休暇等の例

育　児			介　護	退　職
１年後	３年後	小学校就学前		

子が１歳に達する日（誕生日の前日）まで
※パパ・ママ育休プラスの場合は１歳２ヶ月まで！

一定の場合（保育所に入所できない等）の場合は１歳６ヶ月まで延長可能

所定労働時間の短縮・所定外労働の免除

子の看護休暇

子が１人の場合は１年度に５日、子が２人以上の場合は1年度に10日を限度

時間外労働・深夜業の制限

介護休業

所定労働時間の短縮

対象家族１人あたり、通算93日

介護休暇

対象家族が１人の場合は１年度において５日、対象家族が２人以上の場合は１年度において10日を限度

時間外労働深夜業の制限

あなたが利用できる休暇・休業制度の一例

※（ ）内はページ数です。

番号	種　　類（参照頁）	取得可能期間
1	**妊産婦の健診※及び保健指導（7）** ※男女雇用機会均等法第12条、第13条	主治医の指導事項を守るために必要な期間
2	**妊娠中の休憩・休業（7）** ※男女雇用機会均等法第12条、第13条	
3	**妊娠中の通勤緩和（7）** ※男女雇用機会均等法第12条、第13条	
4	**妊産婦の就業制限（7）** ※男女雇用機会均等法第12条、第13条	
5	**育児のための時間外労働・深夜業の制限（11）** ※育児・介護休業法第17条、第19条	子どもが小学校就学の始期に達するまで
6	**産前休業（8）** ※労働基準法第65条	産前６週間 （多胎妊娠の場合は14週間）の期間
7	**産後休業（8）** ※労働基準法第65条	産後８週間の期間
8	**育児休業（9）** ※育児・介護休業法第５～９条の２	子どもが１歳に達するまで （一定の場合は、子どもが１歳６ヶ月に達するまで）
9	**子の看護休暇（11）** ※育児・介護休業法第16条の２、第16条の３	子が小学校就学の始期に達するまで、１年度において５日、子が２人以上の場合は年10日を限度
10	**育児のための所定外労働の制限・所定労働時間の短縮（11）** ※育児・介護休業法第16条の８、第23条	子どもが３歳に達するまで
11	**育児時間（11）** ※労働基準法第67条	１歳に満たない子を養育する間、１日に２回少なくとも30分
12	**介護休業（13）** ※育児・介護休業法第11条～第15条	対象家族１人につき、通算93日間期間内
13	**介護のための所定労働時間の短縮等（13）** ※育児・介護休業法第23条	要介護状態にある対象家族１人につき１の要介護状態に至るごとに１回通算93日（介護休業をした場合又は異なる要介護状態について介護短時間勤務の適用を受けた場合は、93日からその日数を控除した日数）
14	**介護休暇（13）** ※育児・介護休業法第16条の５、第16条の６	要介護状態にある対象家族１人につき１年度において５日、２人以上の場合は年10日を限度
15	**介護のための時間外労働・深夜業の制限（13）** ※育児・介護休業法第18条、第20条	対象家族の介護のために必要な期間

※妊娠週数によって健康診査の回数が異なります。詳細は、「妊娠・出産・育児期に利用できる制度」（７）をご確認ください。

1

妊娠・出産・育児期に利用できる制度

妊娠・出産・育児期に利用できる制度

妊娠がわかったら

早めに職場に報告しましょう。

妊娠がわかったら、出産予定日や休業の予定等を早めに職場に報告・相談しましょう。

妊産婦の健康管理に関する措置

◎妊産婦の健診及び保健指導を受けるための時間の確保

申請することにより、妊産婦のための健康診査や保健指導を受ける時間を就業時間内に確保することができます。

＜妊娠中＞事業主は、原則として申請のあった者に対し、次の回数とおり必要な時間を確保できるようにしなくてはいけません。

妊娠23週まで	妊娠24週から35週まで	妊娠36週以後出産まで
4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回

しかし、医師や助産師から指示のあった場合にはその指示に従った時間を確保できるようにしなくてはいけません。

＜産後（出産後1年以内）＞医師等が健康診査等を受けることを指示した場合には、事業主はその指示に従って必要な時間を確保できるようにしなくてはいけません。

◎医師等の指導事項を守るための措置

＜通勤緩和、休憩時間、就業制限、勤務時間の短縮、休業など＞

健康診査等を受け、医師等から休業や勤務時間の短縮、作業の制限等の指導を受けた場合には、申請をして措置を講じてもらいましょう。

事業主は、健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするため、必要な措置を講じなければなりません。

指導事項を正確に職場に伝えることができるよう、「母性健康管理指導事項連絡カード」を医師に記入してもらい、職場に伝えることも効果的です。

出産に関する制度

産前休業

請求することにより、出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から、産前休業を取得することができます。

産後休業

出産の翌日から8週間は就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に本人が請求し、医師が認めた場合は就業することができます。

“出産”で支給される手当金等

✻出産手当金

産前産後休業中、給与が支給されない場合は健康保険制度から出産手当金が支給されます。産休１日につき、標準報酬日額（１日当たりの平均給与額）の約３分の２が手当金として支給されます。

産休中に給与が支給される場合は、給与分を差し引いた金額が支給されます。産休中の給与額が満額支給されるなど、出産手当金よりも多く支給される場合は、出産手当金は支給されません。

✻出産育児一時金

健康保険制度から、被保険者及びその被扶養者が出産した場合に支給されます。１児につき原則として42万円が支給されます。

この制度でいう「出産」とは、妊娠４ヶ月以上を指し、早産･死産･流産･人口妊娠中絶も含まれます。

●●● 産前・産後休業中は社会保険料が免除に！●●●

産前休業、産後休業を取得した場合は、その期間が有給か無給かを問わず、申し出ることにより休業取得中の社会保険料の徴収が免除されます。また、免除期間中も直前までと同じ標準報酬月額で働いたものとみなされるので、このために将来の年金額が減額されることはありません。

育児期に利用できる制度

働きながら子育てをするために

育児休業

男女の労働者は、申出することにより、子が１歳に達するまでの間、育児休業を取得することが出来ます。(一定の期間雇用者※1も取得することができます。)

一定の場合は、子が１歳６ヶ月に達するまでの間、育児休業を取得することが出来ます※2。

※１　一定の期間雇用者とは次のア～ウのいずれにも該当する労働者をいいます。
ア：同一の事業主に引き続き雇用された期間が１年以上である
イ：子が１歳に達する日（１歳の誕生日の前日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれている
ウ：子が１歳に達する日から１年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかではない

※２　子が１歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業が取得できるのは次のア、イのいずれかに該当する労働者です。
ア：保育所の入所を希望しているが、できない場合
イ：子の養育を行なっている配偶者であって、１歳以降子を養育する予定であったものが、死亡・負傷・疾病等の事情により子の養育が困難になった場合

◎育児休業の申請

＜申請する内容＞●子の氏名　●子の生年月日　●子と労働者との続柄
●休業開始予定日及び終了予定日

＜申請の期限＞●原則として休業の開始を希望する日の１ヶ月前まで

＜１歳～１歳6ヶ月までの休業の申出期限＞
●原則として子の１歳の誕生日の２週間前まで

パパ・ママ育休プラス

①パパもママも育児休業を取得する場合は、子が１歳２ヶ月に達するまで育児休業を延長することができます。(父親の育児休業の上限は１年間、母親は出産日・産後休業とあわせて１年間です。)

②パパ※が産後８週間以内に育児休業を取得した場合、特別な事情がなくても再度育児休業を取得することが出来ます。
※養子縁組する場合等、産後休業しないママも含みます。

“育児休業”で支給される手当金

✻育児休業給付金

1歳未満の子どもを育てるために育児休業を取得している間、雇用保険制度から育児休業給付金が支給されます。男女とも育児休業の取得が可能なので、共働きの場合は夫婦で育児休業を取得し、給付金を受けることが可能です。

＜受給の条件＞

給付金を受給できるのは以下に該当する場合です。

- （原則として）1歳未満の子を養育するために育児休業を取得している
- 雇用保険の被保険者であり、育児休業開始日前の2年間に給与支払の基礎となる日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある
- 育児休業中の給与は、休業開始前の給与の8割以下もしくは支払われていない

＜給付額（計算方法）＞

休業開始時の賃金の日額※1 ×**支給日数**※2 ×**67％**※3**相当額**が支給されます。

※1　「休業開始時の賃金の日額」は原則として、休業開始前の6ヶ月間の賃金を180で除した額です。

※2　支給日数は、原則として支給単位期間30日として計算します。

※3　育児休業開始から6ヶ月以降は50％になります。
各支給単位の支給額の上限は、285,621円（67％）、213,150円（50％）です。

●●●● 育児休業中は社会保険料が免除に！ ●●●●

育児休業を取得した場合は、その期間が有給か無給かを問わず、申し出ることにより休業中の社会保険料の徴収が免除されます。また、免除期間中も直前までと同じ標準報酬月額で働いたものとみなされるので、このために将来の年金額が減額されることはありません。

育児時間

生後１年に達しない子を養育する女性は、１日２回各々少なくとも30分間の育児時間を請求することができます。

短時間勤務制度

３歳に満たない子を養育する労働者は、働きながら育児ができるように短時間勤務（１日６時間）の措置を受けることが出来ます。

所定外労働の免除

３歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働（残業）が免除されます。

時間外労働、深夜業の制限

小学校入学前の子を養育している労働者は、1ヶ月24時間、１年150時間を超える時間外労働の制限を請求することができます。また、深夜業（午後10時から午前５時まで）についても制限を請求することができます。

子の看護休暇

小学校入学前の子を養育している労働者は、申し出ることにより、年次有給休暇とは別に１年に５日まで病気やけがをした子の看護のため又は子に予防接種や健康診断を受けさせるための休暇を取得することが出来ます。
（小学校入学前の子を２人以上養育している場合には年10日）

2

介護期に
利用できる制度

介護期に利用できる制度

介護離職しないために

介護休業

労働者は、申出することにより、介護休業を取得することが出来ます。(一定の期間雇用者※1も取得することができます。) 対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算して93日※2取得することができます。

要介護状態とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます (要介護認定を受けていない場合でも取得できます)。対象家族とは、配偶者 (事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子、配偶者の父母、労働者本人が同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫をいいます。

※1　一定の期間雇用者とは次のア～ウいずれにも該当する労働者をいいます。
　ア：同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である
　イ：休業開始日から93日を超えて引き続き雇用されることが見込まれている
　ウ：93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかではない
※2　所定外労働時間の短縮 (短時間勤務) の措置を受けた場合には、その日数と通算して93日。

所定労働時間の短縮等

要介護状態にある対象家族を介護する労働者は、就業しながら要介護状態にある家族を介護することを容易にするため、所定労働時間の短縮等の措置を受けることができます。

時間外労働、深夜業の制限

要介護状態にある対象家族を介護している労働者は、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限を請求することができます。また、深夜業 (午後10時から午前5時まで) についても制限を請求することができます。

介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行う労働者は、申出することにより、年次有給休暇とは別に、対象家族1人につき1年度に5日まで介護休暇を取得することが出来ます。(対象家族が2人以上の場合は年10日まで)

“介護休業”で支給される手当金

✻介護休業給付金

家族を介護するための休業をしている間通算して93日間、雇用保険制度から介護休業給付金が支給されます。

＜受給の条件＞

給付金を受給できるのは以下に該当する場合です。

- 雇用保険の被保険者であり、介護休業開始日前の２年間に給与支払の基礎となる日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある
- 介護休業中の給与は、休業開始前の給与の８割以下もしくは支払われていない
- 休業している日数が各支給単位期間に10日以下

＜給付額（計算方法）＞

休業開始時の賃金の日額※1 ×**支給日数**※2 ×**40％**※3**相当額**が支給されます。

※１　「休業開始時の賃金の日額」は原則として、休業開始前の６ヶ月間の賃金を180で除した額です。

※２　支給日数は、原則として支給単位期間30日として計算します。

※３　介護休業給付金の限度額は、170,520円です。

介護保険サービスの利用までの流れ

本　人
（要介護者）
または家族

病気やけがなどで…
介護保険サービスを利用したい

まずは相談

市町村の担当窓口
地域包括支援センター

要介護認定の申請
が必要です。

●直接申請　本人・家族・民生委員など
●代行申請 ─ 地域包括支援センター
　　└ 指定居宅介護支援業者

申請時には介護保険被保険者証を持参、
主治医の氏名と医療機関名を確認

直接申請　代行申請

役所・役場の介護保険担当

認定調査　作成依頼

認定調査員が家庭や入院・
入所先を訪問して聴き取り

一次判定

認定調査の結果を
コンピューターで分析

＋

主治医の意見書

二次判定

★申請から認定までの所要日数は**原則30日以内**

専門家による審査会での審査 → **要　介　護　認　定**
（要介護度が通知されます）

認定結果

非該当（介護保険サービスの利用不可
自治体の介護予防事業は利用可）

要支援１
要支援２
介護予防サービス
（予防給付）の利用可

要介護１
要介護２
要介護３
要介護４
要介護５
介護保険サービス
（介護給付）の利用可

要支援１・２の場合

介護予防サービスの
ケアプラン作成
（地域包括支援センターに依頼可）

要支援１～５の場合（どちらかを選択）

在宅介護サービス
（ケアプラン作成を指定居宅介護支援事業者に依頼可）
介護施設に入所して受けるサービス
（ケアプランは各施設で作成）

介護保険サービスの利用開始

在宅介護サービスの種類と内容（要支援1・2（介護予防）要介護1～5の方が対象）

自宅に訪問してもらうサービス

◎訪問リハビリテーション
理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、必要なリハビリを行う

◎訪問介護
ホームヘルパーが訪問し、入浴や食事等日常生活上の世話、掃除、洗濯、通院等のための介助を行う

◎居宅療養管理指導
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士が訪問して診療上の管理や指導を行う

◎訪問入浴介護
看護職員や介護職員が訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う

◎訪問看護
看護師等が訪問し、主治医の指示に基づいた療養上の世話又は必要な診療の補助を行う

施設に通って利用するサービス

◎通所介護（デイサービス）
日中、デイサービスセンター等に通所して食事・入浴等のサービスの提供を受ける

◎通所リハビリテーション（デイケア）
老人保健施設・病院などに通い、心身機能の維持回復、日常生活の自立のための機能訓練を行う

短期間施設に宿泊して受けるサービス

◎短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
介護老人保健施設などへの短期入所で医療上のケアやリハビリテーションなどを含むサービスを受ける

◎短期入所生活介護（ショートステイ）
在宅介護をする家族の負担を軽減したり、家族の病気や仕事などで一時的に介護できない場合など、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などへの短期入所でサービスを受ける

要介護度に応じて、在宅サービスに対する保険給付の支給限度基準額が決まります。支給限度基準額以内での利用者自己負担は、かかった費用の１割です。

支給限度基準額を超えるサービスを利用した場合は、その超えた費用の全額を自己負担することになります。

福祉用具の貸与や購入・住宅改修費用の支給サービス

◎特定福祉用具の購入費支給

指定事業者から購入した場合、償還払い（または受領委任払い）により支給される（年間10万円を限度、1割自己負担）

＜支給対象品目＞

- 腰掛便座
- 特殊尿器
- 簡易浴槽
- 入浴補助用具
- 移動用リフトのつり具

◎住宅改修費の支給

改修内容を事前に申請し、改修後に償還払い（または受領委任払い）により支給される（20万円限度、1割自己負担）

＜支給対象品目＞

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または、通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便座等への便器の取替え
- 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

◎福祉用具の貸与

日常生活の自立を補助するための福祉用具を貸与（レンタル）するサービス

＜貸与の対象品目＞

- 車椅子
- 車椅子付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 手すり（工事を伴わないもの）
- スロープ（工事を伴わないもの）
- 歩行器
- 歩行補助杖
- 認知症老人徘徊感知器
- 移動用リフト（つり具部分を除く）

※要支援・要介護1の方は、利用できない種目があります

施設サービスの種類と内容（要介護1～5の方が対象）

施設に入所・入居して受けるサービス

◎介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設サービス計画に基づき、自宅での生活復帰を目指して、日常生活上の世話、相談及び援助、機能訓練、健康管理などを行う

◎介護老人福祉施設（老人保健施設）

施設サービス計画に基づき、自宅での生活復帰を目指して、日常生活上の世話、相談及び援助、リハビリや医療を通しての機能訓練、健康管理等を行う

◎介護療養型医療施設（療養病床群）

一般病棟等での集中治療はすでに必要ないが、在宅に戻るには医療依存度の高い患者が入所して、在宅での生活復帰のためのケアやリハビリ、日常生活上の世話などのサービスを受ける

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や高齢などの理由で判断能力の不十分な人が、財産管理や日常生活での契約を行なうときに、判断が難しく不利益を被ったり、悪徳商法等の被害者になることを防ぎ、権利と財産を守り、日常生活を支援する制度です。

成年後見制度には、<法定後見制度>と<任意後見制度>の２種類あります。

◎法定後見制度

法定後見制度は、対象となる方の能力に応じて、３つに分かれています。

	後　見	保　佐	補　助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、四親等以内の親族、検察官など 市町村長(注1)		
成年後見人等の同意が必要な行為	―	民法13条１項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条１項所定の行為の一部）(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注2)(注3)(注4)	同上 (注2)(注3)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左 (注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師や税理士等の資格、会社役員、公務員等の地位を失うなど(注5)	医師や税理士等の資格、会社役員、公務員等の地位を失うなど	同左

（注１）　本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権･代理権を与える審判を開始する場合も同じです。

（注２）　民法13条１項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注３）　家庭裁判所の審判により、民法13条１項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

（注４）　日常生活に関する行為は除かれます。

（注５）　公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなります。

＜役割＞

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。

しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

＜成年後見人等に選ばれる人とは＞

成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの状況に応じて、家庭裁判所が選任します。本人の親族以外にも法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれる場合もあります。

＜必要な書類・費用＞

成年後見開始の審判の申立には、申立書のほか戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、診断書などが必要になります。(注6)

成年後見開始の審判の申立に必要な費用は以下のとおりです。

	後　見	保　佐	補　助
申立手数料 (収入印紙)	800円	800円(注7)	800円(注8)
登記手数料 (収入印紙)	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注9)　鑑定費用(注10)		

(注 6)　これらの書類を取得する際にも別途費用がかかります。

(注 7)　保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要することに関する審判の申立をするには、申立ごとに別途、収入印紙800円が必要になります。

(注 8)　補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する手続きを同時にしなければなりませんが、これらの申立それぞれにつき収入印紙800円が必要です。

(注 9)　各家庭裁判所へご確認ください。

(注10)　後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分に確認するために、医師による鑑定を行ないますので、鑑定費用が必要になります。

◎任意後見制度

任意後見制度は、判断能力が十分にある方が対象の制度です。

将来判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおく、というものです。そうしておくことで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

＜必要な書類・費用＞

任意後見契約公正証書の作成には印鑑証明書、戸籍謄本、住民票などが必要です。(注11) また、作成にあたっては以下の費用がかかります。

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	2,600円
その他	本人らに交付する正本証書代、登記嘱託所郵送用の切手代など

（注11）　これらの書類を取得する際にも別途費用がかかります。

「法定後見制度の概要」（法務省 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html）をもとに作成

3

「女性研究者支援コンソーシアムあきた」の取組

育児や介護と研究・仕事の両立のために

支援相談窓口（コンシェルジュ・デスク）

女性研究者支援コンソーシアムあきた参画機関（以下、参画機関）に所属する女性研究者は、秋田大学男女共同参画推進室の運営する支援相談窓口（コンシェルジュ・デスク）を利用することができます。

コンシェルジュ・デスクでは、育児や介護などと研究や仕事を両立するための制度などの紹介や各専門相談への紹介等を行なっています。

また、予約制で専門家によるこころの相談を実施しています。

◎両立支援相談

＜相談方法＞

- 対面
- 電話
- メール

＜主な相談内容の例＞

- 育児休業の取得について
- 休業復帰後の働き方について

◎こころの相談

＜相談方法＞

- 対面
- 電話

＜主な相談内容の例＞

- 職場の人間関係について
- 家庭のことについて

＜相談日＞

原則として毎週木曜日　9:00～15:00

平成28年４月以降は第１・第３月曜日の15:00～16:30に変更になります。

※上記以外の日時についても対応可能な場合もございますので、ご連絡ください。

※専門家へのこころの相談は、完全予約制です。
予約は、月曜日～金曜日　8:30～17:00までに、秋田大学男女共同参画推進室まで、電話もしくはメールにてご連絡ください。
秋田大学男女共同参画推進室ホームページからもご予約いただけます。

メンター制度

女性研究者支援コンソーシアムあきたでは、参画機関に所属する女性研究者を対象に、経験豊かなメンター（先輩教職員）が、相談相手となり、相談者の悩み事の解決に向けた手助けを行うメンター制度を実施しています。

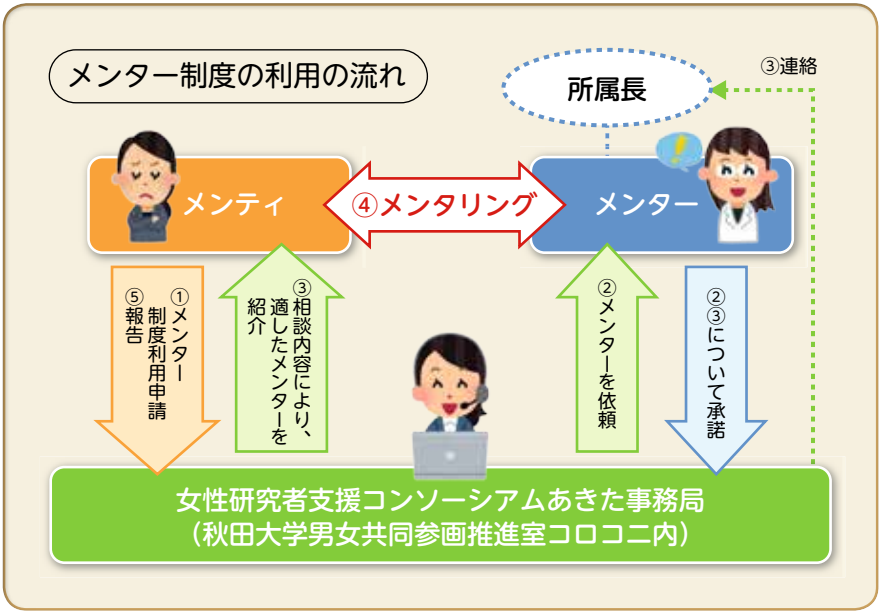

女性研究者支援コンソーシアムあきた賞

女性研究者支援コンソーシアムあきたでは、参画機関に所属する女性研究者を対象として、平成26年度に「女性研究者支援コンソーシアムあきた賞」を創設いたしました。

40歳以下の優れた研究業績や職務上の成果を挙げた女性研究者を対象とした＜若手研究者部門＞、また育児や介護などさまざまなライフイベントと研究を両立している女性研究者を対象とした＜ワーク・ライフ・バランス部門＞の２つの部門を設けており、平成27年12月までに、４名の女性研究者を表彰しています。

研究支援員制度

女性研究者支援コンソーシアムあきたでは、参画機関に所属するライフイベント中女性研究者（休暇・休業中の者を除く）※1 を対象に、参画機関の学生を研究支援員として配置する研究支援員制度を実施しています。

※１　妊娠中もしくは０歳～小学校３年生（一部の研究者については小学校６年生まで）の子を養育する者、もしくは要介護状態にある家族の介護を行なっている女性研究者が支援対象です。

また、上記の対象要件に該当する男性研究者で、配偶者が大学等に所属する研究者である男性研究者も支援対象となります。

秋田県女性研究者支援ネット

女性研究者支援コンソーシアムあきたでは、「秋田県女性研究者支援ネット」を運営しております。「秋田県女性研究者支援ネット」では、参画機関に所属する研究者の方からお寄せいただいている＜研究者リレーコラム＞や、参画機関の女性研究者の方を紹介する＜ロールモデル紹介＞などのほか、秋田県や秋田市の育児や介護に関する情報やさまざまな公募情報等を掲載しております。

パソコン、スマートフォンから閲覧が可能です。

4

研究と
ライフイベントとの
両立支援

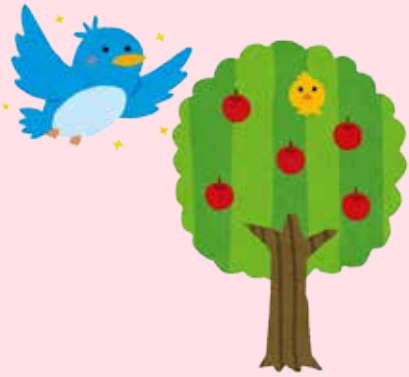

研究を続けていくために

特別研究員―ＲＰＤ制度

日本学術振興会では、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため特別研究員制度を実施しています。

この特別研究員制度の一環として、子育て支援や学術研究分野における男女共同参画の観点から、優れた若手研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるように支援する「特別研究員-RPD」事業を平成18年度に創設しました。

例えば、非常勤研究員や任期付ポスドクは、出産・育児休業制度が適用されない場合があるため、出産・育児に際してその職を辞めざるを得ないなど、その後の研究現場への復帰が困難な状況にあります。そこで本事業により、このような方々が研究活動を再開するための支援を行い、多様で優れた研究者の養成・確保を更に推進することを目指すものです。

申請資格	年　齢	制限なし
	学　位	次のいずれかに該当する者 1．採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得している者（申請時においては、見込みでも良い）。 2．我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、採用年の3月31日までに所定の単位を修得の上退学した者（申請時においては、見込みでも良い）で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者。 ※平成30年度より本取扱いを改定する予定です。
	研究中断	次のいずれかに該当する出産・育児のため、3ヶ月以上研究活動を中断した者。 1．採用の前年度の4月1日時点で未就学児を養育している者。 2．採用の前年度の4月1日から遡って過去5年以内に、出産又は疾病や障害のある子を養育した者。
	国　籍	日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人
	採用経験者の制限	特別研究員-RPD採用経験者は、申請資格の事由対象となる子が同一である場合は、再度申請することはできない。
採用期間		3年間
研究奨励金		月額362,000円（平成29年度の支給予定額） ただし、博士の学位を取得していない者は、200,000円
研究費（科学研究費助成事業）		毎年度150万円以内

日本学術振興会ホームページより https://www.jsps.go.jp/j-pd/rpd_gaiyo.html

以下の研究費の研究代表者等に対し、２週間以上の連続した休暇を必要とするライフイベント※が発生した場合の研究費の支出については以下のように定められています。

CREST

期間中の対応	研究代表者、研究総括に代わりその役割を担える者が代行して引き続き研究を推進することができる。
研究期間の延長	研究期間は延長しない。
研究費の取り扱い	変更しない。

さきがけ

期間中の対応	週単位で研究を中断することができる。
研究期間の延長	中断した週数を限度として週単位で延長できる。 但し、研究終了時期を３月末と当初設定していた場合、延長期間は最長で１年度まで、次年度の３月末日までとする。
研究費の取り扱い	研究費は当初計画通りの予算額を使用できるものとする。

（※対象となるライフイベントと期間）

- 出産：産前６週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後８週間
- 育児：子が１歳に達するまでの連続した期間
- 介護：連続する６ヶ月の期間内において必要と認められる期間

国立研究開発法人科学技術振興機構　ダイバーシティ推進　ホームページより
http://www.jst.go.jp/diversity/research/life-event.html

ここに掲載している「研究とライフイベントとの両立支援」は、ごく一部です。

また、規程等は改正される場合があります。外部研究資金等を取得されている方で、研究期間とライフイベントが重なってしまうことが想定される場合には、必ず事前に事務局等へ問合せましょう。

5

お役立ち情報

※　「お役立ち情報」は、特に記載のないものについては、平成28年２月現在の情報です。サービスなどは変更になる場合もございます。ご利用の際は、それぞれの機関へお問合せください。

　また、県や市のサービスなどは都道府県、市区町村によって異なりますので、サービスの利用を検討している都道府県または市区町村へお問合せください。

秋田の子育て支援

秋田県や各市町村のホームページでも様々な情報を見ることができます。

- あきた子育て情報「いっしょにねっと。」
  http://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/
- 秋田市子育て情報
  http://www.kosodate-akita.com/

★ファミリー・サポート・センター（秋田市）

会員制の相互援助活動で、協会会員の方が子育てを手伝ってくれます。

仕事の時間の関係で、保育園や学童保育等のお迎えができないときや出張等の予定があり、泊りがけで預かってほしいなど、その他にも利用できます。詳細はホームページをご覧ください。

- http://www.alve.jp/pages/child_famsuport

秋田市ファミリー・サポート・センター
（秋田拠点センターアルヴェ５階　子ども未来センター内）
○ TEL：018－887－5336
○受付時間：平日／ 9:00～20:00
土・日・祝日／ 9:00～17:00

秋田市以外のファミリー・サポート・センターの情報については、**あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**内の施設情報をご覧ください。

- **あきた子育て情報「いっしょにねっと。」➡お役立ち情報➡施設情報**

★放課後児童クラブ

日中保護者のいない家庭の小学生に、遊びと生活の場を提供する有料の施設です。開設時間は児童クラブにより異なりますが、19時以降も開設しているクラブがあります。

施設の情報は、**あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**内の施設情報をご覧下さい。

- **あきた子育て情報「いっしょにねっと。」➡お役立ち情報➡施設情報**

★児童館・児童センター

子どもたちが様々な体験や遊び、地域の人たちと交流、文化・スポーツ活動などを行うための無料の施設です。児童厚生員が遊びの指導をとおして子どもたちの健全育成をはかっています。

施設の情報は、**あきた子育て「いっしょにねっと。」**内の施設情報をご覧下さい。

- **あきた子育て情報「いっしょにねっと。」➡お役立ち情報➡施設情報**

★病児・病後児保育施設

病児保育対応施設は、症状の急変等はないものの、病気回復期ではないことから集団保育の難しい「小学校３年生までの児童」を対象とする保育を行う施設です。

平成26年４月時点で、秋田県内５市（秋田市、大館市、北秋田市、能代市、大仙市）に14ヶ所あります。

病後児保育対応施設は、病気回復期であるものの集団保育の難しい「小学校３年生までの児童」を対象とする保育を行う施設です。

平成26年４月時点で、秋田県内９市村に22ヶ所あります。

施設の情報は、**あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**内の施設情報をご覧ください。

- **あきた子育て情報「いっしょにねっと。」➡お役立ち情報➡施設情報**

★すこやか子育て支援事業

０歳から就学前までの子を養育し、一定以下の世帯収入である家庭に対し、保育施設や幼稚園等の保育料の助成を行う事業です。

秋田県では、県と各市町村が協力し、全国トップレベルの内容で保育料等の助成を行っています。

詳しくは、**あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**内のすこやか子育て支援事業をご覧ください。

- **あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**
  ➡子育て応援情報➡すこやか子育て情報

★ふれあいさん派遣事業

病気や怪我、産前産後などで家事の援助や介護が必要な世帯に、短期間単発で「ふれあいさん」を派遣する事業です。

この事業では、買い物や食事の準備、衣類の洗濯や補修、見守りや話し相手、居室の掃除、通院の付き添いなどのお手伝いを行います。

祝日年末年始を除く月曜日～土曜日で９時～17時まで、利用料は１時間500円です。

１日４時間、原則２週間まで（産後の利用については21日まで延長可能）です。

詳しくは、**社会福祉法人秋田市社会福祉協議会ホームページ**をご覧ください。

- http://www.akita-city-shakyo.jp/publics/index/27/

★あきた子育てふれあいカード

中学生以下の子どもや妊娠中の方を対象に秋田県で配付しているカードで、協賛店でカードを提示すると、代金の割引や景品のプレゼントなど協賛店が独自に設定した優待サービスを受けられます。

協賛店の情報や受けられるサービスの内容については、**あきた子育てふれあいカードウェブサイト**をご覧ください。

- http://common3.pref.akita.lg.jp/k-yutai//

★こどものえき

子育て家庭がお出かけしやすい環境を整備するため、「おむつ交換台」「ベビーキープ（トイレ等に設置される子ども安全イス）」「授乳スペース」のうち、２種類以上設置されている公共施設や民間施設を「こどものえき」と認定し、統一デザインの看板やステッカーを標示しています。

認定施設の情報については、**あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**をご覧ください。

★子育てタクシー

子ども・子育てに関する一定の研修を終了したドライバーが、乳幼児を伴う外出のサポートや、０歳～15歳のお子さんを祖父母宅などに送迎したり、妊娠されている方の急変時に病院まで送迎するサポートなどを提供しています。

秋田県内では９のタクシー会社で運行しています。

運行会社や登録ドライバー等の情報は、**全国子育てタクシー協会ホームページ**をご覧ください。

- http://kosodate-taxi.com

介護・福祉支援

★「おらほの暮らしの保健室」

「おらほの暮らしの保健室」は、平成28年1月21日（木）に秋田大学医学部附属病院裏に、秋田大学大学院医学系研究科地域包括ケア・介護研修センターにより開設された高齢者の方やがん療養中の方など、地域の皆様や附属病院を受診された方やそのご家族など、さまざまな方が自由に訪れることができ、常駐の看護師や専門職ボランティアスタッフが相談に乗ったり、来所者同士が会話したりできる場です。

○開設時間
　10:00～16:00
○場　　所
　秋田大学本道地区　本道会館　２階

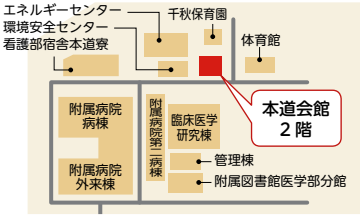

地域包括ケアシステム

厚生労働省は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けていくための支援体制を、2025年までに整備することを目指しており、そのシステムを「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

地域包括ケアシステム

○　団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

○　今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

○　人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

出典：厚生労働省ホームページ　ジより

★航空費用の割引

要介護等の親族宅近くの空港と、自宅近くの空港間の運賃を割引利用できるサービスで、事前に必要書類等を提出し情報登録してから利用します。 詳細については各航空会社のホームページをご覧ください。

- 日本航空（JAL）
  http://www.jal.co.jp/dom/rates/rule/r_kaigo.html
- 全日空（ANA）
  http://www.ana.co.jp/book-plan/fare/domestic/guide/detail.html
- スター・フライヤー
  http://www.starflyer.jp/fare/fare_list/nursing.html#ank01
- ソラシドエア
  http://www.solaseedair.jp/fare/price/nursing.html

★介護タクシー

歩行困難な方の通院や福祉施設等への送迎に利用できます。車椅子やストレッチャーのままで乗車できる車両などがある運行会社もあります。
詳細については、各タクシー会社のホームページをご覧ください。

★冬期間の除雪支援

要介護認定の有無にかかわらず、秋田市では、高齢者のみの世帯や体の不自由な方のみの世帯を対象に、冬期間の除雪支援を行っています。

- 玄関から道路に出るまでの除雪➡
  １週間に２回、１回１時間以内　１回300円
- 市道除雪後の玄関前の除雪➡
  秋田市広報に申込等を掲載（問合せ：秋田市長寿福祉課　018－866－8760）

地域や自治体、市区町村、提供する機関によってサービスの種類や内容は異なります。
サービスを利用される際は、介護される方のお住まいの地域の包括支援センターなどへ事前に相談しましょう。

「女性研究者のための両立支援ガイドブック」

【発　行】　平成28年3月
【編　集】　女性研究者支援コンソーシアムあきた
【問合先】　女性研究者支援コンソーシアムあきた事務局
〒010-8502　秋田市手形学園町１－１
秋田大学男女共同参画推進室内
ＴＥＬ　018－889－2260
ＵＲＬ　http://www.akita-u.ac.jp/jyoseishien/
E-mail　sankaku2@jimu.akita-u.ac.jp